

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月13日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 平林 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日
売上高 (千円)	547,988	762,814	2,199,164
経常利益 (千円)	89,311	176,791	379,395
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	50,060	127,719	206,332
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	50,060	128,273	211,005
純資産額 (千円)	888,136	1,897,048	1,768,888
総資産額 (千円)	1,539,164	2,518,993	2,570,053
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.72	13.89	22.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.57	13.59	22.53
自己資本比率 (%)	56.9	70.1	63.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、既に減少に転じている生産年齢人口が2025年以降に更に減少が加速する中で団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達して高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、持続可能な経済財政の基盤固めに向けた構造改革を日本政府は推進しており、健康寿命の延伸を喫緊の課題として『予防・健康管理』と『自立支援』に軸足を置きつつ、テクノロジーの活用により医療・介護サービスの生産性向上を実現する、新しい医療・介護システムを2020年までに本格稼働させることとしております。

さらに、製薬企業は医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環としてウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワークなど、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しております。これにより、製薬企業にとってのeマーケティングは、かつての医薬情報担当者(MR)の「補完」としての位置づけから「主軸」としての活用を期待されるポジションへと変化しております。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開するドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開するヘルスケアソリューション事業に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高762,814千円(前年同四半期比39.2%増)、営業利益174,751千円(同89.9%増)、経常利益176,791千円(同97.9%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益127,719千円(同155.1%増)となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

ドクタープラットフォーム事業

ドクタープラットフォーム事業では、MedPeerのドクタープラットフォームを基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開しております。

当第1四半期連結累計期間においては、国内医師の3人に1人の医師会員が利用するMedPeer上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。さらに、前連結会計年度からの再成長基調を継続するとともに、Web講演会などの拡販や新規クライアントの獲得等に注力し収益拡大に努めてまいりました。また、平成30年11月7日付で、株式会社アンテリオ及び株式会社プラメドとの業務提携を行うことを決議し、これによりMedPeerの医師会員は12万人超となっております。

これらの結果、売上高は594,046千円(同26.5%増)、セグメント利益は238,481千円(同48.0%増)となりました。なお、当第1四半期連結会計期間より、従来、ドクタープラットフォーム事業に含めておりました当社の広報・採用部門にかかる費用について、グループ全体の広報・採用活動を担う役割が増したことから、当セグメントの業績をより適切に把握するため、全社費用として区分しております。この変更に伴い、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間のドクタープラットフォーム事業のセグメント利益が、23,954千円増加しております。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業では、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開しております。

当第1四半期連結累計期間において、子会社の株式会社Mediplatが運営する医療相談プラットフォームサービス「first call」、及び、株式会社フィッツプラスが展開する特定保健指導事業、並びに、パーソナルダイエットサービス「DietPlus」の各事業の収益基盤の強化に注力してまいりました。また、平成30年11月12日より、株式会社Mediplatと株式会社スギ薬局の共同事業として、セルフケアサービス「スギサポ」の提供を開始しております。

これらの結果、売上高は168,860千円(同114.8%増)、セグメント利益20,565千円(前年同四半期は営業損失30,810千円)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて51,059千円減少し、2,518,993千円となりました。これは現金及び預金81,884千円の減少、受取手形及び売掛金52,228千円の増加を主要因とするものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて179,220千円減少し、621,944千円となりました。これは未払法人税等99,607千円、長期借入金16,662千円、賞与引当金38,307千円の減少を主要因とするものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて128,160千円増加し、1,897,048千円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が127,719千円増加したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,193,050	9,193,050	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株であります。
計	9,193,050	9,193,050	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成31年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	-	9,193,050	-	701,813	-	724,237

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,191,200	91,912	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,850	-	-
発行済株式総数	9,193,050	-	-
総株主の議決権	-	91,912	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,823,694	1,741,810
受取手形及び売掛金	417,137	469,365
その他	50,013	50,806
流動資産合計	2,290,845	2,261,982
固定資産		
有形固定資産	42,004	42,485
無形固定資産		
のれん	48,166	39,666
その他	69,232	75,608
無形固定資産合計	117,398	115,275
投資その他の資産		
その他	124,790	104,254
貸倒引当金	4,986	5,004
投資その他の資産合計	119,804	99,250
固定資産合計	279,207	257,010
資産合計	2,570,053	2,518,993
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,793	22,638
短期借入金	60,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	78,320	75,104
賞与引当金	46,644	8,336
ポイント引当金	53,711	43,630
未払金	151,243	149,337
未払法人税等	131,046	31,438
その他	120,313	105,025
流動負債合計	648,072	485,511
固定負債		
長期借入金	152,370	135,708
資産除去債務	722	724
固定負債合計	153,092	136,432
負債合計	801,165	621,944
純資産の部		
株主資本		
資本金	701,813	701,813
資本剰余金	918,859	918,859
利益剰余金	17,114	144,833
自己株式	145	254
株主資本合計	1,637,642	1,765,252
新株予約権	11,693	11,689
非支配株主持分	119,552	120,106
純資産合計	1,768,888	1,897,048
負債純資産合計	2,570,053	2,518,993

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)
売上高	547,988	762,814
売上原価	159,377	237,726
売上総利益	388,611	525,088
販売費及び一般管理費	296,579	350,336
営業利益	92,032	174,751
営業外収益		
持分法による投資利益	-	2,427
その他	62	129
営業外収益合計	62	2,557
営業外費用		
支払利息	622	479
持分法による投資損失	1,807	-
為替差損	0	20
貸倒引当金繰入額	353	18
営業外費用合計	2,783	518
経常利益	89,311	176,791
税金等調整前四半期純利益	89,311	176,791
法人税、住民税及び事業税	31,624	25,543
法人税等調整額	7,626	22,973
法人税等合計	39,250	48,517
四半期純利益	50,060	128,273
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	553
親会社株主に帰属する四半期純利益	50,060	127,719

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	50,060	128,273
四半期包括利益	50,060	128,273
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	50,060	127,719
非支配株主に係る四半期包括利益	-	553

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	19,805千円	9,012千円
のれんの償却額	8,499千円	8,499千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	ドクタープラット フォーム事業	ヘルスケア ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	469,452	78,536	547,988	-	547,988
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	93	93	93	-
計	469,452	78,629	548,081	93	547,988
セグメント利益又は損失 ()	161,165	30,810	130,354	38,322	92,032

(注)1 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去990千円、各報告セグメントに配分していない全社費用39,312千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	ドクタープラット フォーム事業	ヘルスケア ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	594,046	168,767	762,814	-	762,814
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	93	93	93	-
計	594,046	168,860	762,907	93	762,814
セグメント利益	238,481	20,565	259,047	84,295	174,751

(注)1 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去1,680千円、各報告セグメントに配分していない全社費用85,975千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、従来、ドクタープラットフォーム事業に含めておりました当社の広報・採用部門にかかる費用について、グループ全体の広報・採用活動を担う役割が増したことから、当セグメントの業績をより適切に把握するため、全社費用として区分しております。この変更に伴い、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間のドクタープラットフォーム事業のセグメント利益が、23,954千円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5.72円	13.89円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	50,060	127,719
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	50,060	127,719
普通株式の期中平均株式数(株)	8,749,233	9,192,919
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.57円	13.59円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	237,147	208,241
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第9回新株予約権 (新株予約権の数276,700株)	第11回新株予約権 (新株予約権の数614,100株)
	第10回新株予約権 (新株予約権の数214,600株)	第12回新株予約権 (新株予約権の数136,000株)
	第11回新株予約権 (新株予約権の数614,100株)	

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による第13回、第14回及び第15回新株予約権(行使価額固定型)の発行

当社は、平成31年2月13日開催の取締役会において、第三者割当による第13回、第14回及び第15回新株予約権(行使価額固定型)の発行を決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

発行のスケジュール	取締役会決議：平成31年2月13日 条件決定日：平成31年2月20日から平成31年2月22日までの間のいずれかの日 割当日：条件決定日の翌日から起算して16日目の日(但し、当日が営業日でない場合はその翌営業日とする。) 払込期日：条件決定日の翌日から起算して16日目の日(但し、当日が営業日でない場合はその翌営業日とする。)
新株予約権の数	総計8,115個 第13回新株予約権3,063個 第14回新株予約権2,771個 第15回新株予約権2,281個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	811,500株(新株予約権1個につき100株) 第13回新株予約権306,300株 第14回新株予約権277,100株 第15回新株予約権228,100株
新株予約権の発行価額	総額13,724,400円 第13回新株予約権1個当たり3,550円 第14回新株予約権1個当たり930円 第15回新株予約権1個当たり120円 但し、条件決定日において、上記の発行価額の決定に際して用いられた方法で算定された結果が上記発行価額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価格のうち資本金に組入れる額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌営業日から平成33年(西暦2021年)3月5日
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、そのすべてをUBS AG London Branchに割り当てます。
資金使途	成長戦略の実現に資する戦略的なM&A及び資本・業務提携等のための資金に充当

(注) 各新株予約権の行使時の払込金額は次のとおりであります。

第13回新株予約権

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,959円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)の105%が1,959円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の105%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

第14回新株予約権

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、2,527円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)の120%が2,527円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

第15回新株予約権

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、3,069円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」という。）の135%が3,069円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の135%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

2. 新株予約権（有償ストックオプション）の発行

当社は、平成31年2月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し第16回新株予約権を発行することを決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

発行のスケジュール	取締役会決議：平成31年2月13日 条件決定日：平成31年2月20日から平成31年2月22日までの間のいずれかの日 割当日：条件決定日の翌日から起算して16日目の日（但し、当日が営業日でない場合はその翌営業日とする。） 払込期日：条件決定日の翌日から起算して16日目の日（但し、当日が営業日でない場合はその翌営業日とする。）
新株予約権の数	6,354個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	635,400株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たりの発行価額900円 但し、条件決定日において、上記の発行価額の決定に際して用いられた方法で算定された結果が上記発行価額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,574円 但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が1,574円を上回る場合には、かかる金額を行使価額とする。
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価格のうち資本金に組入れる額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌営業日から割当日の10年後の応当日
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社取締役1名 6,354個

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月13日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 政秋
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 裕之
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成30年10月1日から平成31年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。